

定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

石川県公安委員会より標記のことについて、別紙のとおり通知を受けたので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成30年2月2日

石川県監査委員
同
同
同
米田昭夫
石坂修一
浜田孝
岡部朋代

(別 紙)

石公委第107号
平成29年12月21日

石川県監査委員様

石川県公安委員会

平成29年12月1日付け石監査第415号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づき講じた措置
公用車の交通事故が2件発生しています。 交通事故防止を推進しなければならない機関であり、安全運転に万全を期するよう厳重に注意してください。	大聖寺警察署	<p>職員の交通事故防止対策として、署長、副署長、警務及び交通課長が全職員を対象に、安全呼称の徹底を指示するなど、緊急指導教養を実施するとともに、若手職員を中心に安全運転指導員同乗の実車を用いた安全運転指導や、ドライブレコーダーを活用した自動車運転徳性評価を実施するなど、安全運転の基本の再徹底と交通事故防止意識の高揚を図りました。</p> <p>また、交通事故を起こした職員に対しては、石川県安全運転研修所を利用した運転技能及び知識の再確認と安全運転に対する意識付けを行いました。</p> <p>今後とも、交通事故防止を推進しなければならない機関であることを踏まえ、全職員に対する指導・教養を継続して実施し、交通事故の未然防止に努めます。</p>
公用車の交通事故が発	七尾警察署	職員の交通事故防止対策として、全職員に

生しています。

交通事故防止を推進しなければならない機関であり、安全運転に万全を期するよう厳重に注意してください。

対し、同乗者による安全確認の励行や具体的な運転方法に関する研修会を行ったほか、朝礼や各種打合せなど、あらゆる機会を捉えて、交通事故防止対策の指導・教養を実施し、交通事故防止の徹底を図りました。

また、交通事故を起こした職員に対し、石川県安全運転研修所を利用した運転技能及び知識の再確認と安全運転に対する更なる意識付けを行いました。

今後とも、交通事故防止を推進しなければならない機関であることを踏まえ、全職員に対する指導・教養を継続して実施し、交通事故の未然防止に努めます。